

新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者等支援事業実施要綱

1. 目的

家族等が新型コロナウイルスに感染し、障害児者本人が濃厚接触者となり単身で過ごすことが必要となった場合や、行動障害等のある障害児者が、新型コロナウイルスに感染し、入院を要するものの病院スタッフだけでは対応が難しい場合等、新型コロナウイルスへの感染や感染のリスクから通常の障害福祉サービスでの対応が難しくなった際に、地域の支援者等を調整し、緊急的に支援ができる体制を確保するとともに、自宅での過ごしが困難になった場合に一時的な生活の場の確保を行う等、必要な支援を実施する。

2. 実施主体

滋賀県を実施主体とする。ただし、事業の全部または一部を滋賀県障害者自立支援協議会に委託することができる。

3. 事業の内容

- (1) 障害児者が新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者となり、通常サービスでの支援が困難となった際に、必要なサービスの提供のための支援者や生活の場等の調整
- (2) 障害児者が新型コロナウイルス感染者となり、指定病院等への入院や軽症者宿泊療養施設、入所施設等で療養生活をする際に、必要な支援を行う支援者等の調整
- (3) (1)、(2)に係る必要な支援の提供
- (4) 新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者となった障害児者に対し必要な支援を行う支援者の支援期間中における必要な宿泊にかかる費用の助成
- (5) 新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者となった障害児者に対し支援を行う際に必要な物品の確保、提供

4. 事業の実施

- (1) 県は、障害児者が新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者となり入院等が必要となる等、通常サービスで支援が困難となったこと等が判明した際に、当該障害児者が居住する地域で障害福祉サービス事業や相談支援事業を行う事業所の従業者等から、必要な支援を行う支援者の調整を行う。
- (2) (1)の支援者は障害児者に対して必要な支援を行う。この際に必要なマスクや手袋、ガウン等の必要な衛生物品については、県が提供を行う。
- (3) 県は、(1)の支援者を対象として、あらかじめ感染予防に関する研修等を実施する。

5. 事業実施上の留意事項

- (1) 県は、障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業委託先法人や地域障害者自立支援協議会等と連携し、支援者の調整を行う。
- (2) 支援の実施については、新型コロナウイルス感染症への対応として、保健所等関係機関と連携し、対応を行う。
- (3) 支援に従事する者は、障害児者やその家族等のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、

支援において知りえた個人情報については、他に漏らしてはならない。

6. その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に知事が定める。

付 則

この要綱は令和2年5月22日から施行する。

<支援フロー>

同居家族等が新型コロナウイルスに感染

PCR検査の実施(障害者)

同居家族

- ◆ 障害者本人は、PCR検査で、陰性であるものの、感染した家族等の濃厚接触者であることから、2Wの健康観察が必要(陽性なら入院)

同居家族等⇒入院 or 宿泊施設

(原則)

- ◆ 支援事業者等によるケアを受けて自宅待機
- ※通所事業所等への通所は自粛

(自宅での経過観察が困難な場合)

- ◆ 自宅以外の宿泊場所で、支援事業者によるケアを受けて待機
- ※通所事業所等への通所は自粛

- ◆ 宿泊場所の調整
- ※必要に応じて確保、提供

県、市町、
基幹相談支援センター

在宅生活困難障害者支援事業(者)の手配
(障害者支援センター、居宅介護事業者、その他事業者等)

- ◆ 滋賀県障害者自立支援協議会
- ◆ 障害児(者)地域生活NW支援事業受託事業者
(市町障害者相談支援事業受託事業者)
(指定特定相談支援事業者)

- ◆ 県による支援(事業)者へマスク、手袋、消毒剤等の提供
- ◆ 県による感染症予防対策のレクチャー(感染管理認定看護師等)

- ◆ 事業者による支援サービスの提供
 - ・ 健康観察中に発熱等の症状が発生した場合は、保健所へ連絡

2W経過

- ◆ 2週間の健康観察後、発熱等の症状が発生しない場合、通常の支援体制に移行
 - ・ 事業者への衛生用品支援
 - ・ 通所事業所等の利用再開

【在宅生活困難障害者等支援事業対象事象等整理表】(案)

事業所種別等 事業項目	在宅障害児者	病院入院 軽症者宿泊療養施設 等	グループホーム	障害者支援施設
要綱3(1)(2) 支援者・支援場 所の調整	○	○	○ ※1	○ ※1
要綱3(1)(2) 支援者の派遣	○	○	○ ※2	○ ※2
要綱3(4) 支援者の宿泊費 用助成	○	○	○ ※3	○ ※3
要綱3(5) 必要な物品の提 供	○	○	○	○

※1 クラスターの発生等、同一法人内等で対応が困難で、支援の応援を要する場合等

※2 クラスターの発生等、同一法人内等で対応が困難で、他法人からの支援の応援を要する場合等を対象とする。なお、支援者の報酬の助成対象は、他法人からの応援の支援者に限る。

※3 ホームや障害者施設内での宿泊で対応が困難な場合を対象とする。なお、助成対象は、ホームや障害者施設の運営法人の支援者と他法人からの応援の支援者、ともに助成対象とする。